**平成29年11月30日まで暫定基準が延長されたもの（下水道法施行令（平成26年政令第364号））**

適用期間：平成26年12月1日～平成29年11月30日

| カドミウム及びその化合物 | | 許容限度（mg/L） |
|---|---|---|
| 1 | 非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） | 0.09 |

**平成28年11月30日まで暫定基準が延長されたもの（下水道法施行令（平成26年政令第364号））**

適用期間：平成26年12月1日～平成28年11月30日

| カドミウム及びその化合物 | | 許容限度（mg/L） |
|---|---|---|
| 1 | 金属鉱業 | 0.08 |
| 2 | 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。） | 0.1 |

**平成28年6月30日まで暫定基準が延長されたもの（環境省令（平成25年環境省令第15号））**

適用期間：平成25年7月1日～平成28年6月30日

| ほう素及びその化合物 | | 許容限度（mg/L） |
|---|---|---|
| 1 | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | 50 |
| 2 | うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもので，かつ，海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | |
| 3 | 貴金属製造業・再生業（海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | |
| 4 | 下水道業（※注） | |
| 5 | 電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | 40 |
| 6 | 金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | 100 |
| 7 | 粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもので，かつ，海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 120 |
| 8 | うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもので，かつ，海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | 140 |
| 9 | 旅館業（温泉を利用するものに限る。） | 500 |

※注　旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので，海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって，かつ，以下の算式で計算した値が「10」を超えるもの

$\sum Ci \cdot Qi / Q$

Ci：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業ごとの排出する水のほう素及びその化合物の通常の値（mg/L）

Qi：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業ごとの排出する水の通常の量（㎥/日）

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常の量（㎥/日）

| ふっ素及びその化合物 | | 許容限度（mg/L） |
|---|---|---|
| 1 | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | 15 |
| 2 | うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもので，かつ，海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | |
| 3 | 電気めっき業（日平均排出量50㎥以上で，かつ，海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。） | |
| 4 | 旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号（改正政令）の施行の際，現に湧出していなかった温泉を利用するものであって，日平均排出量50㎥以上で，かつ，海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。 | |
| 5 | 旅館業（温泉（自然湧出を除く。）で，日平均排出量50㎥未満又は改正政令の施行の際，現に湧出していた温泉を利用するものに限る。） | 30 |
| 6 | 旅館業（温泉（自然湧出に限る。）を除く。）で，日平均排出量50㎥未満又は改正政令の施行の際，現に湧出していた温泉を利用するものに限る。 | 50 |
| 7 | 電気めっき業（日平均排水量50㎥未満の場合に限る。） | |

「化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に排出する場合に限る。）：10」は，暫定基準延長せず。

**平成30年5月24日まで暫定基準が延長されたもの（環境省令（平成27年省令第20号））**

適用期間：平成27年5月25日～平成30年5月24日

| 1,4-ジオキサン | | 許容限度（mg/L） |
|---|---|---|
| 1 | エチレンオキサイド製造業 | 6 |
| 2 | エチレングリコール製造業 | |

**平成28年12月10日まで暫定基準が延長されたもの（下水道法施行令（平成23年政令第332号））**

適用期間：平成23年12月11日～平成28年12月10日

| 亜鉛含有量 | | 許容限度（mg/L） |
|---|---|---|
| 1 | 金属鉱業 | 5 |
| 2 | 電気めっき業 | |
| 3 | 下水道業　※注1 | |

※注1　次の算式で計算した値が「2」を超えるもの

$\sum Ci \cdot Qi / Q$

Ci：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（mg/L）

Qi：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業ごとの排出する水の通常の量（㎥/日）

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常の量（㎥/日）